

鎌倉市グリーン購入等基本方針

平成 14 年 12 月 9 日策定

平成 16 年 2 月 27 日一部改定

平成 22 年 3 月 29 日一部改定

平成 24 年 3 月 27 日一部改定

平成 26 年 3 月 28 日一部改定

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日一部改定

鎌倉市グリーン購入等基本方針（以下「基本方針」という。）は、鎌倉市が「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、グリーン購入法第 2 条第 1 項の各号に該当する環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品などの物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するに当たり、基本的事項を定めるものです。

また、当方針は、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、温室効果ガスその他環境への負荷の原因となる物質の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という）の推進を図るための基本的な考え方を定めるものです。

1 目的

このグリーン購入等基本方針は、環境物品等の調達の推進を図ることにより、市の事務・事業から生じる環境負荷を低減すること及び市が環境物品等の調達を積極的に推進することにより、市民・事業者における環境物品等の調達を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的とします。

2 定義

基本方針及び、基本方針に基づき毎年度環境物品等の調達を推進するための調達方針（以下 調達方針といいます。）において使用する用語は、特に定めるものを除き、グリーン購入法、グリーン購入法第 6 条に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」、環境配慮契約法及び環境配慮契約法第 6 条に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の例によります。

3 環境物品等の調達推進及び環境配慮契約の推進の基本的考え方

- (1) 物品の調達に当たっては、環境物品等を優先して選択します。
- (2) 物品のライフサイクル全体から見て、環境負荷の低減を考慮した物品を選択します。

- (3) 物品の調達に当たってはその必要性及び適正量を事前に検討し、調達総量の抑制を配慮します。
- (4) 調達した物品は、長期使用、適正使用に努めます。
- (5) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めるものとします。
- (6) 環境性能が悪い製品の購入は結果として将来の市民負担が増大することに留意し、短期的なコストメリットのみではなく、多様な要素を考慮していくよう努めるものとします。
- (7) 鎌倉市が環境配慮契約を率先実行することで、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる社会づくりへと貢献します。

4 環境配慮契約の契約の種類と基本的事項

(1) 電気の供給を受ける契約

電気の購入に当たっては、電気供給事業者の二酸化炭素の排出係数等、環境負荷に係わる要因などを総合的に評価し、決定します。なお、電力調達契約に係る入札参加資格の判定に際しては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素も考慮して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるため、鎌倉市電力の調達契約に係る環境配慮実施要綱によるものとします。

(2) 自動車の購入に係る契約

自動車の購入に当たっては、購入価格及び環境性能等を総合的に評価する方法の導入について検討します。

(3) 建築物に関する契約

建築物の建設に当たっては、断熱性能の向上を図るとともに、太陽光、太陽熱温水器等の再生可能エネルギー等設備の導入を積極的に図るよう努めます。

5 調達方針等の策定

調達方針を策定し、次の事項を定めるものとします。ただし、環境配慮契約の調達方針は、4における契約の種類ごとに、必要に応じて随時策定していくものとします。

- (1) 当該年度の特定調達品目等
- (2) 判断基準及び配慮事項
- (3) その他環境物品等の調達の推進に関する事項

6 推進体制

グリーン購入等の推進に当たっては、「鎌倉市環境施策推進協議会」を推進組織とし、調達の推進等を行います。

7 適用範囲

この基本方針は、原則として市のすべての組織に適用するものとします。

8 調達方針の公表

毎年度、調達方針を公表します。

9 情報の提供

グリーン購入等を推進するために必要な情報収集及び全庁的な情報の共有化に努めます。また、市民や事業者のグリーン購入等の推進に資するため、情報の提供に努めます。

10 施行時期

この方針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行します。

平成 16 年 2 月 27 日一部改定（平成 16 年 4 月 1 日施行）

平成 22 年 3 月 29 日一部改定（平成 22 年 4 月 1 日施行）

平成 24 年 3 月 27 日一部改定（平成 24 年 4 月 1 日施行）

平成 26 年 3 月 28 日一部改定（平成 26 年 4 月 1 日施行）

令和 8 年（2026 年）3 月 31 日一部改定（令和 8 年 4 月 1 日施行）